

# 「対立と合意・効率と公正」と「幸福・正義・公正」 を接続する中学校社会科授業の開発

## —「人間の生」の諸課題を事例として—

Development Social Studies Connect “Conflict and Consensus, Efficiency and Equity” to “Happiness, Justice and Equity” at Junior High-School: Theme of “Problems concerning Human Life”

原 宏史\*

Hiroshi HARA

キーワード：対立と合意，効率と公正，公正，幸福，正義，社会保障，生の教育，中学校社会科  
Key words：Conflict and Consensus, Efficiency and Equity, Equity, Happiness, Justice, Life Education, Social Studies in Junior High School

### 要約

現行の中学校学習指導要領は社会科公民的分野の内容に「現代社会をとらえる見方や考え方」として「対立と合意，効率と公正など」が，また高等学校学習指導要領では公民科「現代社会」の内容に「社会の在り方を考察する基盤」として「幸福，正義，公正」が記載されている。2017年に改訂された学習指導要領でもこの記述は引き継がれている。筆者は既に別稿で高等学校の「幸福，正義，公正」について論じ，それに基づく公民科の学習指導案を提案した（原 2013）。本稿で筆者は中学校での「対立と合意，効率と公正」をどのように捉えるかを論じ，「生に関する諸課題」をテーマとして高等学校の「幸福，正義，公正」との接続を図る学習指導案を提案した。

### Abstract

In the Course of Study, there is in the junior high school curriculum of Social Studies (Civics) content “conflict and consensus, efficiency and equity” as “a way of looking and thinking about contemporary society” and also in the high school curriculum content of civics “Contemporary Society” as a basis to discuss in our society “happiness, justice and equity”. This description is taken from the revised 2017 New Course of Study. I already discussed in another paper about “happiness, justice and equity” for senior high school and suggested

---

\* 東海学園大学教育学部教育学科

civics study plans. In this paper, I discuss about “conflict and consensus, efficiency and equity” in junior high school social studies. I intended to connect “conflict and consensus, efficiency and equity” and “happiness, justice and equity” in high school, and suggest a study plan titled “the Problems of Human Life”.

## 1. 学習指導要領の改訂と問題の所在

2008年告示の「中学校学習指導要領」（以下「指導要領」）は社会科公民的分野の内容（1）「私たちと現代社会」の中項目「現代社会をとらえる見方や考え方」において「現代社会をとらえる見方や考え方の基礎」として「対立と合意、効率と公正など」が記載され、また翌年改訂の「高等学校学習指導要領」では公民科「現代社会」の内容において、「社会の在り方を考察する基盤」として「幸福、正義、公正について理解させる」という文言が記載された。中学校社会科公民的分野と高等学校公民科現代社会は、学修段階や教科科目の配列から見れば連続するものとして捉えることができる。従って中学校で養われた「対立と合意、効率と公正」などの「現代社会をとらえる見方や考え方」を生かしつつ、高等学校段階では「幸福、正義、公正」を用いて「現代社会の諸課題をとらえて考察する」ことが求められている。

2008年の学習指導要領に基づく『中学校学習指導要領解説 社会編』（以下『中学校解説』）では、〔公民的分野〕において「見方や考え方」は「現代の社会的事象を読み解くときの概念的枠組み」と位置付けられ、「対立と合意」、「効率と公正」という「見方や考え方」から「社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ」としており、更にはそれ以降の公民的分野の学習において活用するとされている。従って、中学校社会科公民的分野では、内容全体にわたって「対立と合意、効率と公正」が位置付けられていることになる。

2017年に新たに告示された「中学校学習指導要領」（以下「新指導要領」）ではこの傾向はさらに徹底され、中学校の各教科の目標に「見方・考え方」が置かれた。社会科においても教科目標に「社会的な見方・考え方」を働かせること、そして〔地理的分野〕、〔歴史的分野〕、〔公民的分野〕それぞれの分野において分野的な特性を生かした「見方・考え方」を働かせることが記載された。〔公民的分野〕においては目標で「現代社会の見方・考え方」を働かせるとされている。

2017年の「新指導要領」に基づく『中学校学習指導要領解説 社会編』（以下『新中学校解説』）においては、「従前の趣旨を踏まえつつも」、各教科で特質に応じた物事を捉える視点や考え方を「見方・考え方」として整理したことを受けて、社会の「諸課題の解決に向けて考察、構想したりする際の視点として」、「課題解決に向けた選択・判断に必要な概念や理論などに関連付けて考えたり」するなど、概念的枠組みとしての性格が明確になったとしている。「新指導要領」では、「見方・考え方」として従来の「対立と合意、効率と公正」を全体に置きながら、内容に応じて「分業と交換」、「希少性」、「個人の尊重と法の支配」、「民主主義」、「協調」、「持続可能性」などが新

たに付け加えられた。

高等学校では2009年の「高等学校学習指導要領」公民科「現代社会」内容(1)「私たちの生きる社会」に「社会の諸課題を考察するための基盤」として「幸福、正義、公正」が置かれた。『高等学校学習指導要領解説 公民編』(以下『高等学校解説』)では内容(1)だけでなく、内容(2)「現代社会と人間としての在り方生き方」、(3)「共に生きる社会を目指して」についても「幸福、正義、公正などを用いて(などに基づいて)考察させる」とされており、科目「現代社会」全体を通じて、これらは社会の諸課題を考察するための基盤に置かれていると読むことができる。

高等学校の新しい「学習指導要領」は本稿執筆時点(2017年9月)では示されていないが、2016年5月13日の中央教育審議会教育課程部会社会・地理歴史・公民ワーキンググループの資料(以下「中教審ワーキンググループ資料」)において、公民科で新たに設置される科目「公共(仮称)」に、「社会的な見方や考え方(追究の視点や方法)の例(案)」として「幸福、正義、公正」等が置かれている。

筆者の課題意識は、中学校社会科の「見方・考え方」である「対立と合意」、「効率と公正」と高等学校での「幸福、正義、公正」の接続を試み、それを具体化した学習指導案を示すことにある。本稿においては先ず中学校社会科の「見方・考え方」とされる「対立と合意」、「効率と公正」をどのように捉えるか考察し、中学校の「対立と合意、効率と公正」と高等学校での「幸福、正義、公正」の接続を視野に入れた中学校社会科公民的分野の社会の諸課題を考察させる授業案を提案する。

## 2. 「対立と合意」、「効率と公正」の理解

『中学校解説』では、集団の中で個々人の個性、利害、価値観の違いから生じる問題や紛争を「対立」と捉え、多様な考えを持つ人々が社会集団の中でともに成立するために何らかの決定を行うことで「合意」が得られるとする。また、「合意」の妥当性を判断する基準が「効率」(=社会全体で無駄を省くこと)と「公正」(手続き、機会、結果の公正さ)であると位置付けられていた。

『新中学校解説』でも「対立と合意」の捉え方に大きな変更はない。しかし、「効率」と「公正」の位置付けは、「合意の妥当性を判断」する基準から、「合意」のための「決定の内容や手続きの妥当性について判断」する際の基準とされ、具体的に記述されている。また「効率」については、「無駄を省く」に加えて、「より少ない資源を使って社会全体でより大きな成果を得る」という記述が追加されている。即ち「合意」の結果は「より大きな成果」に結びつく。一方「公正」は「手続きの公正さ」、「機会の公正さ」、「結果の公正さ」等の意味合いを理解させ、「『合意』の手続き」や「『合意』の内容」の公正さについて検討することが求められており、こちらも改訂前と大きな変更はない。

### (1) 「対立と合意」の理解

「対立と合意」については吉村功太郎（1996, 2003）の議論が重要である<sup>1</sup>。

吉村は個人や集団がそれぞれ多様な価値観を持つ存在であるが故に「対立」が生じるとする。即ち、ある集団内で起こった事象についての当事者同士の主張が異なるため、意思決定ができない状態である。その際、当事者同士が主張を修正して一致させることが「合意」であるが、この時、自分の主張の全体、あるいは部分を相手に理解させ容認させるとともに自分も相手の主張を理解することが必要であると吉村は述べている。

吉村は「多様な価値観の存在を保障する民主主義的な合意形成過程」、即ち「対話という作業を通じて得られた共通事項を判断基準として、対立状況を解消する過程」の重要性を主張する。吉村は異なる価値観の下での主張の対立を合意に導くために民主主義の原則的な価値である「自由」と「平等」を前提にしつつ、対話による間主観的な合意を以て、一定の合理性を有する価値基準を導くことができるとする。そこでは価値観の調整が行われ、対立する価値観のうちどちらが社会的に優先されるべきかが判断される。従って、この作業は価値観調整過程とも捉えられ、対等な立場で相互批判と相互調整を目的とした間主観的な対話を行うことにより、主体性と社会性が保障された価値観が形成されると吉村は言う。

## （2）「効率と公正」の理解

次に「合意」の「決定の内容や手続きの妥当性について判断する」際に基準とすべき「効率と公正」について検討する。

もともと「効率」(efficiency)とは、科学の分野で用いられる術語である。例えば『広辞苑』第四版において「効率」は「機械によってなされた有用な仕事の量と機械に供給された全エネルギーとの比。一般に仕事の能率」と定義される。転じて「【効率的】…少ない労力で多くの効果があること」とされる。実際、これまでの社会科教育研究の分野では、「効率」と「公正」については費用対効果など経済教育との関係で多くが語られてきた。

加納正雄（2009）<sup>2</sup>は、「指導要領」における「対立と合意」、「効率と公正」について、制度や政策にかかわる問題、特に後者については制度や政策の選択と評価に関わる問題であると捉えている。その上で、アメリカのNCEE（National Council of Economic Education）のカリキュラムを参考に「効率」と「公正」の意味と関係性などを論じている。

加納によれば、一般に「効率的」とはインプット（投入する資源）とアウトプット（効果）の関係から目的に対して最善の効果をあげることであり、費用対効果が最も高い状態であるとされる。しかし、「労力やコストに対する成果の比」と考えた場合、政策のインプット・アウトプットに関して具体的評価基準が明確でないという問題と、インプット・アウトプットの重要性が個々の価値観によって異なるという問題が生じる。NCEEの挙げる経済システムの社会目的の一つとしての「経済効率」においては、消費者の満足を最大にするものが「効率的資源配分」であり、そこでは質や対象が適切であるかどうかまでは問われない。こうした「効率」は他の目的と対立

してトレード・オフが生じる場合もあり、「最善の手段を選ぶ」という意味の「効率」は目的とならない。

次に「公正」について、NCEEの経済教育においては、経済システムの社会的目的の中に、取引ルールの公正さ、分配の公正・平等などのEconomic equityが含意される。但し貢献に応じた分配を「公正」とするか、あるいは必要に応じた分配を「公正」とするかは人によって異なる（例えば、医療、教育など、「公的に供給する場合、消費者の需要に応じて供給するという意味での効率的資源配分は達成されないが、必要に応じて供給するという目的に関して最善の政策が選択されていれば、効率的であるといえる」）。それぞれの政策において公正にかかわってどのような評価基準が必要か考えさせることが必要である。

以上から、「効率」は手段（政策・制度）の選択に関わる概念であり、最善の方法で目的を達成することであるとされる。また「公正」とは目的や手段自体の価値にかかわる概念であり、目的（結果）、手段が倫理的、道徳的に受け入れ可能であるかどうかということとされる。「効率」においては選択すべき手段（政策・制度）が最善であるためには、（費用対効果を高くする）インプット・アウトプットの評価基準を明確にする必要がある。また、「公正」については目的・手段が（例えば、効率的資源配分と公平な分配のトレード・オフなどの場合に）倫理的・道徳的に受け入れ可能か、明確な評価基準を設定する必要がある。どの政策を選択するかは個人の価値判断に依存するため、個人により異なり、その政策決定において対立が生じる。そこで、政策を決定するための合意のプロセスが必要となる。まず、どこで対立しているかを明確にすることと、対立を明らかにするため評価基準を個人によって解釈が異ならないようにするため具体的なものとする必要がある。

加納によれば経済の在り方についての決定は人々が倫理的に受け入れることができるものでなければならぬし、そうした倫理的判断は経済活動を可能にするもの、機能させるものでなければならぬ。

宮原悟（2010）も経済学・経済教育の視点から「対立と合意」・「効率と公正」を捉えている<sup>3</sup>。宮原は「経済教育」の本質と、その背景である「経済学」の本質の両面から「対立と合意」・「効率と公正」に対する掘り下げが必要であると述べている。宮原によれば資本主義自由経済で優先される指標が「効率」であり、一方で社会主義的な計画経済では「公正」が重視される。これらのいずれを選択するかで、重要な経済問題における「対立」が生じ、経済福祉の向上という観点から問題解決のための最善を模索した結果としての「合意」へと導かれる。「社会保障制度」、「財政問題」、「物価問題」、「雇用問題」、「環境問題」、「人口食糧問題」、「資源エネルギー問題」、「貿易摩擦」等の重要な経済問題について、「問題の本質は資本主義自由経済（反政府介入）と社会主義的計画経済（政府介入）のどちらの改革に力点を置くかの葛藤に尽きる」として、両者にとってよりよい状態を目指していかにバランスを取るかということが「効率と公正」を考慮した「合

意」の実現ということになると宮原は主張する。

宮原はNCEEのTeaching the Ethical Foundation of Education (T. E. F. E.2007)やオーストラリア、ヴィクトリア州の義務教育の指針を定めるVictorian Essential Learning Standard (VELS)を踏まえて、「経済教育」における「対立と合意」、「効率と公正」について、次のように言う。経済の本質とは、利己的な金儲けではなく、資本主義自由経済が生み出した経済問題の解決法を考えることである。また、経済問題の本質とは資本主義自由経済による「効率」の追求と社会主義計画経済による「公正」追求との葛藤である。これを解決するためには、両者がより良い状態を目指していかにバランスを取るかということを探求することになる。そのプロセスこそ「対立」から「合意」への道筋である。そこでは人々の幸福を実現することについての理解や思考の枠組みも必要となる。

### (3) 「対立と合意」、「効率と公正」を考える中学校社会科の単元開発例

桑原敏典(2012)は「対立」「合意」、「効率」「公正」の意味と関係性を明らかにするとともに、それぞれの教育段階での単元開発を行っている<sup>4</sup>。

「対立と合意」、「効率と公正」について桑原は『中学校解説』の記述をほぼ踏襲しているが、「効率」については、『中学校解説』にある「無駄を省く」という意味だけではなく、「公正」と対になっていることを踏まえ、「社会全体で」最大の満足を得るという視点を取り入れる。それは、「誰かの満足度を低下させなければ他の人の満足度を上げることのできない状態」(＝パレート最適)で説明される。従って桑原によれば、限られた資源を配分する方法を考え、その方法の妥当性を説明するが、その配分は資源を最大限に活かした配分であると同時に個々人にとっても望ましいものでなければならない。

その上で桑原は「対立と合意」、「効率と公正」という概念的枠組みを捉えさせる授業の手順を次のように提案する。手順としては、先ず対立点を把握し、効率的な状態を確認する。次に公正さを実現するための方策を検討する(効率を考えさせた後に公正かどうかの検討に移行する条件設定を変えることで、様々な条件のもとで公正さをいかに実現していくかを考察させ、公正さについて生徒自身の価値観を見直させる)。これに基づき、桑原は中学校社会科公民的分野で「きれいな街路は誰が?」と題された2時間の小単元を開発している。

本単元は、マンション前の街路の清掃をどのように行うか、マンションの住人として解決策を考えることを通じて、日常生活における対立や紛争について「効率と公正」の観点から解決策を考察する構成になっている。授業は解決策を見出す上で、①ルール化する、②そのルールに無駄がなく(効率)、マンションの住人全員にとって公平である(公正)ことの検討、③より良いルールのために様々な条件を変えて効率と公正が成立するかどうかを検討していくという展開になっている。ただこの授業は、問題をマンションの住人の間だけで解決することを想定しており、閉じた枠組みとなってしまうことに問題があるように思われる。一定の条件を変えること

(個々のマンション住人の生活状況を考慮するなど)で生徒の価値観を再検討させるような機会を設けているが、例えば、行政を動かすことや、清掃を外注することで一定の経済効果が上がったり、また逆に汚さないような啓発活動を共同で行うなどの発想がしにくくなってしまっているのではないかという危惧がある<sup>5</sup>。この授業は「効率」と「公正」を考える訓練としては有効ではあるものの、発展性を持たせるためには、その後に学習する「経済」「政治」「国際社会の諸課題」においても常に考慮できるように考えられなければならない。

### 3. 「幸福, 正義, 公正」の理解

先の桑原の研究では「中学校社会科における見方考え方の育成を踏まえて、高等学校公民科においてそれらを発展させ得るような学習が取り入れられるようになっていく」として、「幸福・正義・公正」についても言及している。中学校社会科公民的分野の「対立と合意」、「効率と公正」と高等学校公民科の「幸福・正義・公正」との関連(連結・連動)にまで踏み込んで、かつ具体的指導案を示した研究・実践はあまり数は多くないため、その意味で桑原の提案は重要であると考える。

桑原は「幸福・正義・公正」を「実現すべき理想, 価値」であるとする。「幸福」は「自分らしさの追求」あるいは「自己目的の充実」, 「正義」は「すべての人にとって望ましい解決策, 社会にとっての正しさ」, そして「公正」は「対立や衝突の調整や解決の過程」または「その結果の内容について個々人が対等なものとして適切な配慮を受けること」である。これらは『高等学校解説』の記述を踏襲したものである。桑原は個々の「幸福」追求が対立した場合に、解決のために「正義」(すべての人にとって望ましい解決策, 社会にとっての正しさを考える)を用い、さらにその解決が「公正」(過程や結果について個々人が対等なものとして適切な配慮を受けること)かどうか考えるという関係性で捉えている。

桑原による「幸福・正義・公正」を捉えさせるための授業の構成原理は次のようである。

- ①問題概要の把握
- ②問題構造の追究(幸福をめぐる対立構造)
- ③正義の実現による問題解決法の追究
- ④問題解決のための公正さの追究
- ⑤幸福追求の限界の認識

ここでの問題は「幸福」は他者と対立することが前提とされており、必然的に制約を受けざるを得ないものとされているところにある。その「幸福」に制約を与えるものとして「正義」と「公正」が置かれる。しかし、このような見方は、生徒に「幸福」を追求することが「不正義」であるという認識を与えることにつながりかねない。筆者はこれについて、一般に「幸福」が一時的な快楽や利害追求として捉えられる傾向が強いことに起因すると考える。桑原は指導案としては

「現代社会」で「性犯罪とプライバシー」をテーマに、一般に監視社会でもある現代状況を背景にして、性犯罪を起こした前歴のある者の情報の公表と人権の保障の問題を扱った授業を提案する。ここでは「正義」や「公正」を踏まえた「幸福」実現の困難性について、性犯罪を起こした前歴のある者の権利と安全な社会の確保の相克を考えさせることになる。指導案は「性犯罪者に関する情報公開にどんな問題があるか考えてみよう」で終わっているが、「幸福」について記述が十分ではなく、またどんな社会が幸福なのか考えることや、理想追求のために自分はどう意思決定をしてどう行動するかという態度育成の観点が抜けているように思われる。

「公正」については川崎誠司（2011, 2012）の多文化教育からの視点も重要である<sup>6</sup>。川崎誠司は、社会の多文化化が進む一方で「平等保護」の実現のため、「エクイティ」の持つ意義を考察することの重要性を主張する。彼によれば平等には法や制度上の平等、即ち単なる機会均等という意味での形式的平等保護と、歴史や文化的に形成された不利な条件を考慮して平等を求める実質的平等保護の二つの側面があるが、両者を包括する平等保護概念として「エクイティ」が用いられる。様々な価値観の相克の中で、これらを配慮しながら最善の決定を見出すことが重要であると川崎は述べる（川崎 2011：23, 81-82, 92-94）。「公正」の役割とは異なる扱いをすることで等しさを達成することであり、「公正」を理解するだけでなく「公正」な社会的判断を下す力を培う必要がある。ここでの異なる扱いは事象によって変化する。即ち「公正」は動きのある事象依存的な概念である。川崎はこうした視点から多くの実践を分析している。

筆者は既に別稿において高等学校公民科の「幸福・正義・公正」については次のように定義した<sup>7</sup>（原 2013）。先ず「幸福」は一時的な快楽や利己的な利益の実現ではなく、それぞれの個々人の「生」に関わって現れる様々な好ましさや充足感の全体を示すものである。従って自己の快楽や利益追求によって他者が好ましくない状況に陥るとすれば、それは決して自らの「幸福」とは言い得ない。次に「正義」については、河野哲也らの議論を援用し、個々の人間は生まれながらにして享有する人権に関して、各人が各人に相応しいものを得る、即ち等しいものを等しく取り扱うことを「正義」の行使であると論じた<sup>8</sup>。従って「正義」とは自由や平等などの人権が、等しいものを等しく取り扱うという原理に基づいて、それぞれの人間に相応しく保障されることである。「公正」については、先の川崎の議論を援用して、機会均等という意味での形式的平等保護と、歴史や文化的に形成された不利な条件を考慮して平等を求める実質的平等保護の二つの側面を配慮しつつ、様々な方法で等しさを達成することである。その意味で、「公正」は「正義」を実現するための一つの手段という側面を持つ。

#### 4. 「人間の生」の課題を考える「見方・考え方」を生かした中学校社会科の授業開発の試み

本稿では前節までの議論を受けて、中学校社会科の「対立と合意」、「効率と公正」と高等学校

公民科の「幸福・正義・公正」との接続を見据えて、「見方・考え方」を生かした中学校社会科公民的分野の授業案を提案したい。

生徒に考えさせたい現代社会の課題として、日々状況が変化し、常に課題解決に向けて主体的な取り組みが求められる「人間の生」に関わる課題を取り上げる。高等学校公民科において「幸福・正義・公正」から「人間の生」について考えさせる授業については、筆者は既に「出生前診断」を題材として授業開発を行っている（原 2013）。本稿で開発する授業はそこへ接続するものとして構想する。

これまで中学校段階において「人間の生」を題材とした授業については、「脳死と臓器移植」などを取り扱った実践や授業構想が、いくつか報告されている<sup>9</sup>。

先に述べた吉村功太郎は「脳死・臓器移植法と人権」という小単元を開発している（吉村 2001）<sup>10</sup>。当単元では、生徒に問題を把握させる段階で、臓器移植法の資料を示すことによって、「脳死」を死とすることが死の定義の変更であり、それによって「脳死」の人の人権に与える影響を考えさせる。そのため分析すべき問題が「脳死を人の死とするか否か」に収斂する。この問題に関する価値観をトゥールミン図式を用いて明らかにすることで合意形成への道筋を検討し評価する手法が取られている。吉村は全ての構成員が価値観を統一して解決において一致するという実質的合意だけでなく、価値観形成を保留しつつ議論を継続することを合意するという形式的合意の可能性についても言及しており、示唆に富む。

小原康光（2006）は「論争問題」を取り上げ専門家による解決策の提案を検討させる学習について、「臓器移植」をテーマとした中学校社会科の単元案を提案している<sup>11</sup>。ここでは、「脳死と臓器移植」をめぐるさまざまな議論が取り上げられているが、最終的には「臓器移植」の条件である「死の基準」に焦点を当て、これらについての社会的意思決定と個人的意思決定を対比反省させ、自らの価値判断を精緻化する授業案が提案されている。しかし「死の基準」が「社会的決定」の対象であることを前提としており、本来「生」と「死」は私的な事象であると共に、周囲の人の主観をも巻き込む事象であることで公的な問題になりうるという検討が十分でないように思われる。

三浦朋子（2011）は中学校社会科において「『脳死』と『臓器移植』」に関する授業開発を提案している<sup>12</sup>。三浦実践では現在の日本の臓器移植法が日本の医療においてどのような意味や課題を持っているかを認識し、制度自体の方向性を考えることに主眼が置かれている。従って、2010年に改訂された臓器移植法について、親族への優先提供や、本人の意思表示が不明な場合でも家族の承諾で提供が可能であること、そして15歳未満の脳死の人からの臓器提供などを生徒が見直すことで、臓器移植について考察させる授業が展開されている。移植医療の今後の在り方や、法制度に自らがコミットすることでその在り方を変えることができることへの気付きから法への関心を高めることはできるが、小原実践と同様、自ら当事者として、身近な人が「脳死」となっ

た場合に「臓器提供」の判断・決定を迫るものとなっていない。

これらの論考の内、吉村、小原のものは現行の「指導要領」が告示される前のものであり、三浦の研究は比較的近年のものであるが「効率と公正」や「幸福・正義・公正」からの分析には焦点は当てられていない。

特定の「見方・考え方」を用いて「人間の生」を取り扱った中学校社会科の授業としては金原洋輔（2017）の実践が報告されている<sup>13</sup>。ここでは「クローン」を主題に「幸福」と「正義」から死産した胎児の再生の可否を考えさせる授業を行っている。

このように、中学校社会科では「人間の生」に関わる課題を扱う授業実践は、基本的人権、自己決定権等との関連で取り上げられる<sup>14</sup>事が多く、金原実践を除けば個々の意思選択・決定を問うというより、社会的合意形成に焦点が当てられる傾向にある。これらの題材について「対立と合意」、「効率と公正」という「見方・考え方」から捉えさせた場合に、どのような授業が考えられるだろうか。

## 5. 「対立と合意、効率と公正」と「幸福、正義、公正」を接続する中学校社会科公民的分野の授業－「希少性」からの「人間の生」の課題を題材として－

### （1）取り扱う社会的課題、単元の目標、単元の構成

今回、中学校社会科で「人間の生」に関わる課題を扱う授業を構想するにあたって、「新学習指導要領」社会科公民的分野、内容B「わたしたちと経済」(2)「国民の生活と政府の役割」に対応する単元「社会保障制度と国民の福祉」の授業として設定する。「新指導要領」では当該の内容について「対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して」指導すると記載されている。本単元は、財政や租税の意義を理解し、社会保障との関連で「生」に関する社会的課題を考えさせることを目的とする。「新指導要領」における「対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して」という視点から、今回は「限りある医療資源の配分をどうするか」というテーマで授業案を作成する。

授業の作成に当たって、「新指導要領」の記述を反映させて指導案を構成した。「新指導要領」において、社会科の「目標」では「多面的多角的に考察する力」、「公正に判断する力」、に加え「思考判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力」が求められている。「新指導要領」第3「指導計画の作成と内容の取扱い」によれば、「生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする」ことも求められ、社会科では議論を通して生徒たちが課題解決力を育てていく方向性が明確になっている。こうした方向性は、高等学校公民科で新たに設置される科目「公共（仮称）」においても、中学校社会科との接続を考える上で検討すべきである。中教審ワーキンググループ資料では「考察、構想した結果獲得する知識の例」として、「『自立した主体とは何か』を問い、自らを成長させるとともに、人間は社会的な存在であることを認識し、対話を通じてお互

いを高め合うことの両者によってよりよい公共的な空間を作りだしていくことが大切」としており、主体性や対話により互いに思考判断したことを議論して対立を解消するなど相互理解の下での合意形成が行うことのできる社会の実現を目指していると捉えることができる。

単元の目標は次の通りである。

- ①財政および租税，社会保障の仕組みや意義，少子高齢化を迎えた日本の現状と其中での社会保障の役割を理解できる。
- ②市場に委ねることが難しい諸課題に関して国や地方公共団体の果たす役割や，限りある資源の配分について多面的・多角的に考察・判断・表現し，それらを基に議論することができる。
- ③財政や社会保障に関する社会的課題の解決のために積極的に社会に関わろうとする態度を持つことができる。

単元は次の5時間で構成される。

単元「社会保障制度と国民の福祉」

	主な学習内容	見方・考え方
第1次	わたしたちの生活と財政 ・財政の仕組み ・租税の種類（直接税・間接税） ・租税負担の公平性	対立と合意 効率と公正
第2次	政府の役割と財政の課題 ・市場経済と政府 ・財政政策、景気と財政 ・財政の課題（公債、赤字財政）	対立と合意 効率と公正 分業 希少性
第3次	社会保障の仕組み（日本の社会保障制度） ・社会保障の4つの柱（社会保険・公的扶助・社会福祉・公衆衛生）	効率と公正
第4次	少子高齢社会と社会保障 ・日本の高齢化の現状	対立と合意 効率と公正・希少性
第5次 (本時)	社会保障制度の課題「限られた医療資源をどう配分するか」	対立と合意 効率と公正・希少性

(2) 社会保障制度の課題「限られた医療資源をどう配分するか」の授業

第5次として設定された本時は「限られた医療資源をどう配分するか」という課題に対し生徒が「見方・考え方」である「対立と合意」, 「効率と公正」, 「希少性」などに着目し, 主体的能動的に考察・判断を行い, 表現してそれらを基に議論する授業を目指している。さらに高等学校公民科での「幸福・正義・公正」との接続を図る授業展開を意図している。

そのために本時の目標を次のように設定した。

- ①財源が限られる中（希少性）で社会保障給付を「効率と公正」に配慮しながら行うためにはどうしたらよいか考えることができる。
- ②「効率と公正」から社会保障が適正なものとして機能させるためには何に重きをおいて判断すればよいか考えることができる。

③「生」に関わる判断には大きな困難があることを実感するとともに、「対立と合意」・「効率と公正」・「希少性」以外にどのような「社会事象を捉える見方・考え方」が必要か考えることができる。

以下、「本時の展開」の概要を述べる。なお学習指導案は本稿の最後に示す。

第1の段階は、導入と課題提示である。単元の見終時であることを踏まえ、健康保険など社会保障費が租税や保険料で賄われていることを復習し、高齢社会の進展で社会全体の医療費支出が増加していることを確認する。そして、財源自体が限られているため「限られた医療資源をどのように配分するか」という課題が提示される。

第2の段階は問題の把握である。先の課題を把握するために Tony Hope (2004) の提示する単純な思考問題<sup>15</sup>を例題として援用し提示する。問題は次のようなものである。

#### 【思考問題 1】

3つの延命治療からの選択

- |        |         |                 |
|--------|---------|-----------------|
| ・ 治療 1 | 10 名に施す | 延命できる年月の合計：35 年 |
| ・ 治療 2 | 15 名に施す | 延命できる年月の合計：30 年 |
| ・ 治療 3 | 2 名に施す  | 延命できる年月の合計：16 年 |

治療のコストは同一で、財源がなく一つしか実施できないとすればどれを選択すべきか。

生徒には、「医療資源（財源）が限られていること」（＝「希少性」）から、その支出方法には様々な意見がある（「対立」）ことを理解させた上で、誰もが納得し、よりよい社会を実現するための解決法（「合意」）を「効率と公正」に配慮しつつ考察し判断するためにどうすればよいかを検討させる。この場合、「効率」を考慮する上で治療人数か、一人あたりの延命年数か、それとも全体の延命年数が問題になるかを比較検討する必要がある。

しかし実際の問題はより複雑である、そこで、予算が限られている中での医療の選択肢として次のような問題を示し、第3段階として問題の考察と解決策の選択・判断と構想を行う。

#### 【思考問題 2】<sup>16</sup>

あなたは予算担当者として年間総額1億円の予算を執行する決定をする立場にある。次の2つのケースのどちらかに予算を執行するとすればどちらを選択するか。理由と共に示しなさい。

A：この病気の患者はそのままだと余命1年である。その患者に5年後の生存率が40%になるような最新の治療を適用する。患者は入院治療が必要であり一人あたりの医療費は年間500万円である。

B：この病気の患者のうち30%は10年間のうちに心臓発作や心筋梗塞など命に関わる病気を発症する可能性がある。新薬を投与すると病気発生のリスクを10%まで低減することができる。治療は通院で済むため、年間の医療費は一人あたり50万円である。

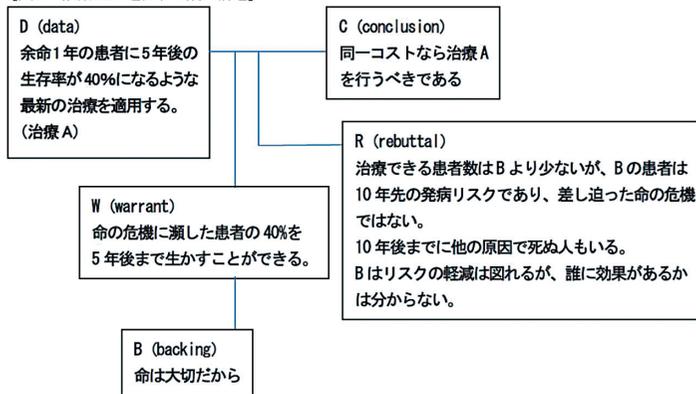
一人ひとりの命は大切なものであり、平等であることを根底に置きつつ、「政策決定者」として以下のような観点から問題を考えさせたい。

費用対効果という意味で「効率」を捉えれば、次のように考えられる。治療が適用できる人数と将来の命の危険性を低減できる人数はケース B が圧倒的に多い。一方、A の患者は1年以上の時間の猶予はなく緊急の治療が求められる。即ち、治療が適用できる人数と緊急性を比較し判断することが問われる。治療効果はどうだろうか。治療したとしても A の患者の5年後の生存率は4割である。また B の患者を治療したとしても10年後に1割の患者は依然として命に関わる病気を発症する危険性が高い。ただし、B の患者のどの1割が当該の病気を発症するかは分からない。Hope も指摘するように発症するかしないかわからない統計上の数字のために、限られた医療資源を配分することは「公正」だろうか。

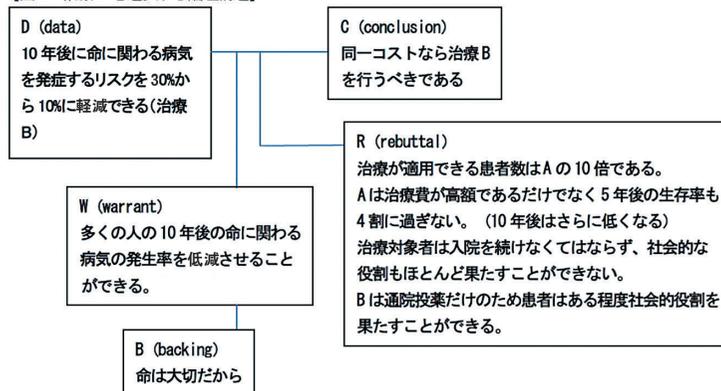
A の患者は治療が適用されても入院しなければならないため、通院投薬で済む B の患者と比べれば社会的役割（仕事等）を果たすことが困難になる。生産活動に寄与しない A の患者の治療は「効率」は低いと言ってよいだろうか。

これらの論点をトゥールミン図式を援用して示すと次のようになる。

【図1 治療Aを選択する論理構造】



【図2 治療Bを選択する論理構造】



授業の第4段階では、視点を変えて政策決定者の立場ではなく、患者や関係者の立場を含めて考えさせる。この段階はここまでこれらの問題を考察する際に「社会をとらえる見方・考え方」としてきた「対立と合意」、「効率と公正」あるいは「希少性」以外に必要な「見方・考え方」はないかどうかを考え、高等学校公民科における「幸福」「正義」「公正」への接続を図る部分となる。例えば自分自身が当該の病気を患う患者であるとしたら、あるいは家族など患者と

関わりの深い立場にあったとすれば、どのような政策策定が望ましいだろうか。自分自身の利益の実現とはどちらを選択することだろうか。そこでは自らの余命を伸ばすことや、将来死にかかわる病気発症のリスクを下げるのが本人や関係者にとって最も望ましい政策であるように見える。Aの患者にとっては治療の緊急性が求められるが、その治療が本人の身体や精神に大きな負担をかけるものであるとしたらどうであろうか。辛い治療に耐えられたとしても5年後の生存率は40%にすぎないという捉え方に否定的な価値を見出すならば、それぞれの当事者の“quality of life”（「生活（生）の質」）が選択の基準になるという気付きが生じる。一方自身がBの患者で、10年後までに30%が命に関わる病気を発症する危険があったとしても、将来の統計上の数字ではなく、実際に目の前にいる危機に瀕した余命1年の患者への医療費支出を優先すべきと主張することも当然あり得る。

既に述べたように「公正」は等しいものを等しく取り扱う「正義」という原理に基づいて、個々に相応しい権利の保障に重要な役割を果たす。そのような扱いが保証された上でそこから当事者にとって善い、個々の人間における好ましさや充足感が達成される（即ち「幸福」が実現している）のであれば、個々人の選択が異なるものであってもいずれも妥当性のある決定であるといえる。

また、ここでは一方の医療行為に特化して予算を配分することで、その分野の治療方法の発達を促し、将来的にコストが下がることなども考えられる（持続可能性）ことも付記しておきたい。以上のような観点から生徒にこれらの問題を考えさせることにより、中学校社会科公民的分野における「現代社会を捉える見方・考え方」である「対立と合意」、「効率と公正」、「希少性」を考えさせ、高等学校公民科科目「公共（仮称）」の授業で、「臓器移植」や「生殖補助技術」等のテーマを取り上げることにより、「人間と社会の在り方についての見方や考え方」である「幸福」、「正義」、「公正」などを踏まえた課題把握や考察に接続させることができるのではないだろうか。

## 6. 今後の課題

本稿では中学校社会科公民的分野における「現代社会を捉える見方・考え方」である「対立と合意」「効率と公正」の考察を中心に、高等学校公民科の「幸福」、「正義」、「公正」への接続を意識した「生に関わる諸課題」を主題とする学習指導案を提案した。今後の課題としては二つ挙げられる。一つは本稿執筆時点でまだ高等学校の学習指導要領がどのように改訂されるかは明らかではないため、新指導要領の告示がなされた時点で、詳細な検討を行う必要がある。2点目としては、今回の検討では中等教育の中での接続を検討したが、初等教育と中等教育についても接続を検討する必要があるということである。今回の中学校の指導要領と同じ時期に告示された新しい小学校学習指導要領では、小学校の目標にも「社会的な見方・考え方」を働かせることが明記されている。小学校の「社会的な見方・考え方」は「位置や空間的な広がり」、「時期や時間の

経過」,「事象と人々の相互関係」等の視点から「社会事象を捉え,比較・分類したり総合したり」して「地域の人々や国民の生活と関連付ける」と説明されている(『小学校学習指導要領解説社会編』(2017年改訂版))。これを中学校の社会科と接続するにあたって小学校社会科で何をテーマにどのような授業を構想するかが今後の課題であろう。

【本時の指導】	
学習活動	指導上の留意点
<p><b>導入</b></p> <p>前時までの復習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障の仕組み</li> <li>・社会保障が保険料や税によって支えられている。</li> <li>・少子高齢社会と社会保障</li> </ul>	<p>現在の日本では、少子高齢化により財源が減少し支出が増大していることを確認する。</p>
<p><b>展開</b></p> <p style="text-align: center;">医療について限られた財源をどのように支出するのが最も良いか考えよう</p> <p>【思考問題①】 患者に延命治療を行うが予算が限られているため、次の1~3のうち一つしか実現できなしたら、どれを選択するか。 治療1 10名を治療 延命できる年月の合計: 35年 治療2 15名を治療 延命できる年月の合計: 30年 治療3 2名を治療 延命できる年月の合計: 16年</p> <p>・一人当たりの延命期間が最も長い治療法を選ぶべきか、患者の延命期間が最長になるものを選ぶべきか。</p> <p>「合意」のための条件を述べ、治療の結果が他にも「効率」がよく、「公正」であるものはどれか。</p> <p>【思考問題②】 あなたは予算担当者として年間総額1億円の予算を執行する決定をする立場にある。次の2つのケースのどちらかに予算を執行するとすればどちらを選択するか。理由と共に示しなさい。 A: この病気の患者はそのままだと余命1年である。その患者に5年後の生存率が40%になるような最新の治療法を適用する。患者は入院治療が必要であり、一人あたりの医療費は年間500万円である。 B: この病気の患者のうち30%は10年間のうちに心臓発作や心筋梗塞など命に関わる病気を発症する可能性がある。新薬を投与すると病気の発生リスクを10%まで低減することができる。治療は通院で済むため、年間の医療費は一人あたり50万円である。</p> <p>・治療できる患者の数(治療コスト) ・Aにおける5年後の生存率とBにおける10年後までの死に関わる病気の発症率 ・Aは死の危険が差し迫っている。Bは10年後の可能性である(10年経つて発病しないこともある)。 ・Aは入院治療、Bは通院の上での投薬治療という治療手段から社会への影響関係性を考慮する。</p> <p style="text-align: center;">自分がその病気の当事者ないしは患者の家族だったら、どのような政策を望むだろうか</p> <p>・その人の病状や延命の状態によって変わるのではないかな ・人の「生」の質が問われる。 ・延命するかどうかについての本人の意思はどうだろうか(本人の選択の「自由」)。 ・それぞれの人の「幸福」はどうか。 ・「効率と公正」の他に「現代社会をとらえる見方考え方」は必要ないだろうか。</p> <p style="text-align: center;">「生」にかかわる課題を社会の構成員が「合意」するために「効率と公正」、「希少性」以外に「現代社会をとらえる見方・考え方」はないだろうか。</p> <p>・いずれの方法を選択しても、予算を集中することで、将来的に多くの患者を治療できるようになったり、延命期間を延ばせるようになるのではないかな</p>	<p>【思考問題①】は「生」の問題を考察する際に「効率と公正」という「見方・考え方」を働かせることの前提として取り扱い、生徒自身の解決策の構想を求めることはしない。政策決定者の立場で考えさせる。</p> <p>「効率と公正」という見方や考え方から社会の構成員全員が合意するためこの政策を選択するか考えさせる。</p> <p>一人当たりの延命期間と治療ができる人数に注目させる。 「効率」の観点を延命期間の長さに基づくか、治療人数に基づくかで選択する基準が変わることに気付く。</p> <p>対立する意見に、どのような条件を付ければ「合意」ができるか考えさせる。</p> <p>「生」に関わる問題を判断するのに「効率と公正」から考えることの困難さに気付かせる。</p> <p>・「対立と合意」「効率と公正」「希少性」という「見方・考え方」を意識する。 ・政策決定者の立場で考える。 ・一人ひとりの命は大切であり、平等であるということを確認させる。 ・トールミン図式を用いてそれぞれの論理構造を整理し比較対象とする。</p> <p>・政策決定者の立場から、患者やその身近な人の立場へ視点を広げて考えさせる。 ・その人の延命が、本人と周囲の人(社会)にとってどのような意味があるか考えさせる。</p> <p>・社会全体がよい社会であるためには、問題をどのような観点から捉えればよいか考えさせる。 ・高等学校公民科での「社会をとらえる枠組み」である「幸福」、「正義」、「公正」等を例示する。 ・治療の効果やコストなど、長期的な視座からも考えさせる。</p>
<p><b>まとめ</b></p> <p>「限られた医療資源をどのように配分するか」</p> <p>「生」にかかわる課題は「対立と合意」と「効率と公正」に加えて他の「現代社会をとらえる見方や考え方」からも考える必要があるのではないかな</p>	<p>社会の問題を考えるために、どのような「見方考え方」が必要か考えながら意見文・感想文を書く。</p>

- 1 吉村功太郎 (1996) 「合意形成能力の育成を目指す社会科授業」全国社会科教育学会『社会科研究』第45号, 吉村 (2003) 「社会的合意形成能力の育成を目指す社会科授業」全国社会科教育学会『社会科研究』第59号などを参照した。「対立と合意」についての吉村の主張の記述は主に吉村 (1996) による。
- 2 加納正雄 (2009) 「効率と公正を学ぶための経済教育」『滋賀大学教育学部紀要 教育科学』No.59, pp.153-162.
- 3 宮原悟 (2010) 「『経済教育』研究 (第5報) - 中学校新学習指導要領社会科『公民的分野』における『対立と合意』『効率と公正』をめぐって-」名古屋女子大学『紀要』56 (人・社).
- 4 桑原敏典 (2012) 「社会科における見方考え方とその育成の方法 - 中学校社会科公民的分野及び公民科『現代社会』の単元開発を事例として -」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第151号.
- 5 中学校社会科教科書『新編 新しい社会 公民』東京書籍 (平成27年3月31日検定済) において, 「対立と合意」, 「効率と公正」を考えさせる記述としては, 限られた広さの学校グラウンドで, 陸上部・サッカー部・ソフトボール部がどのように使用するかという問題が提示されているが, これも同様の問題を孕む。
- 6 川崎誠司 (2011) 『多文化教育とハワイの異文化理解教育 - 「公正さ」はどう認識されるか-』ナカニシヤ出版. 川崎誠司 (2012) 「アメリカにおける多文化教育の理論と実践 - 公正な社会的判断力をどう育てるか-」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.116.
- 7 拙稿 (2013) 「新学習指導要領における『幸福』, 『正義』, 『公正』の理解と高等学校公民科の授業」日本公民教育学会『公民教育研究』Vol. 21.
- 8 河野哲也 (2011) 『道徳を問い直す』, 筑摩書房.
- 9 中学校での実践では社会科と保健科のクロスカリキュラムとして行われた授業を総合的な学習の時間に再編成した山梨八重子の実践がある。山梨 (2011) 「中学生を対象にした『脳死・臓器移植』授業プログラムの開発とその評価」熊本大学教育実践研究 第28号。
- 10 吉村功太郎 (2001) 「社会的合意形成をめざす社会科授業 - 小単元「脳死・臓器移植法と人権」を事例に -」社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第13号.
- 11 小原康光 (2006) 「社会問題科としての社会科授業」, 社会認識教育学会編『社会認識教育の構造改革 - ニュー・パースペクティブにもとづく授業開発 -』明治図書
- 12 三浦朋子 (2011) 「新たな『脳死と臓器移植問題について考える』授業をめざして - 中学校社会科公民的分野の授業開発及び実践の検討 -」『日本社会科教育学会全国大会発表論文集 第7号』および口頭発表資料。
- 13 科学研究費補助金研究成果報告書 (基盤研究 (B)) 「現代社会の課題を考察する見方や考え方を身に付けさせる公民教育カリキュラムの再構築」 (課題番号: 26285195・研究代表者: 唐木清志) 2017.
- 14 岡山県総合教育センター編 (2013) 『子どもたちに「生きる力」を育む 学習評価 授業実践事例集 中学校編』で紹介されている社会科の実践事例は第3学年「基本的人権の尊重」の単元において「臓器提供意思表示カードを基にして, 臓器移植法の意味や意義を考えよう」という授業を展開している。
- 15 Tony Hope (2004) , *Medical Ethics: A very short Introduction*, Oxford University Press.
- 16 【思考問題2】は Hope の著書の記述を参考に筆者が作成した。Tony Hope 前掲書 pp.32-34 参照。